

奈良県国民健康保険運営協議会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年三月三十日

奈良県知事 荒井正吾

#### 奈良県規則第四十五号

奈良県国民健康保険運営協議会規則の一部を改正する規則

奈良県国民健康保険運営協議会規則（平成二十九年三月奈良県規則第六十九号）の一部を次のように改正する。

第一条中「奈良県附属機関に関する条例（昭和二十八年三月奈良県条例第四号）第二条の規定に基づき、」を「国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第十一条第一項の規定により設置する」に改める。

第二条を次のように改める。

（委員）

**第二条** 国民健康保険法施行令（昭和三十三年政令第三百六十二号）第三条第一項に規定する委員は、知事が委嘱する。

第三条及び第四条を削る。

第五条第一項中「会長」を「国民健康保険法施行令第五条第一項の規定により置かれた会長」に改め、同条を第三条とする。

第六条中「健康福祉部保険指導課」を「福祉医療部医療・介護保険局医療保険課」に改め、同条を第四条とする。

第七条を第五条とする。

#### 附 則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。